

秋田県条例第二十四号

秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十七条第一項から第三項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、介護保険法及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。次条において「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第三条 介護保険法第九十七条第一項から第三項までの規定により条例で定める介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、その基準とする。この場合において、基準省令第三十八条第二項（基準省令第五十条において準用する場合を含む。）中「完結の日から二年間」とあるのは、「退所の日から五年間」とする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。